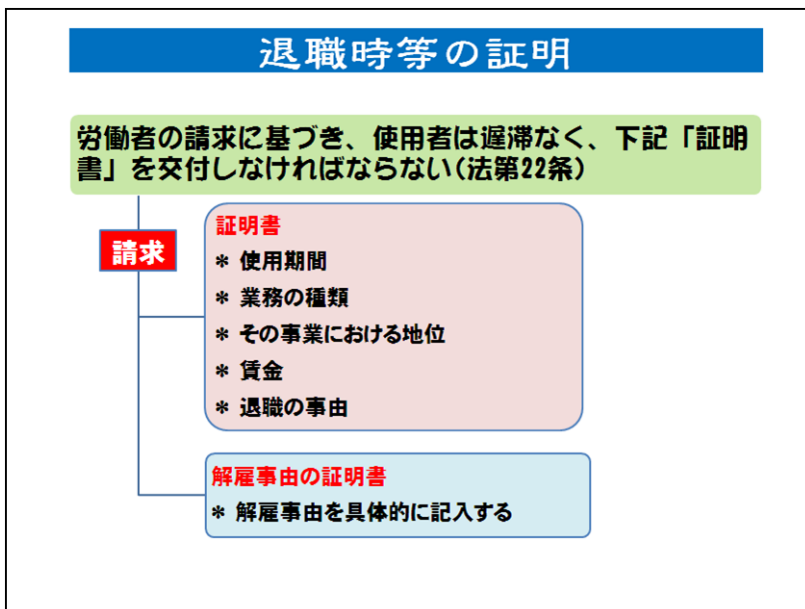


8-8 退職時等の証明



労働者が退職の場合において、次の事項についての証明書を請求したときは、使用者はこれを遅滞なく交付しなければならない（労基法第 22 条第 1 項）。使用者は、労働者が請求しない事項を記入してはならない（同第 3 項）。また、使用者が、予め第三者と謀りブラックリスト通信等を行うことは禁止されている（同第 4 項）。

- ① 使用期間、② 業務の種類、③ その事業における地位、④ 賃金又は退職の事由（退職が解雇の場合にあつてはその理由を含む。）

前記の退職時の証明に加えて、解雇を予告された労働者は、解雇を予告された日から退職の日までの間において、使用者に対して当該解雇理由を記載した証明書の交付を請求できることが規定された。請求されたときは、使用者はこれを遅滞なく交付しなければならない（平成 16. 1. 1 改正施行、労基法第 22 条第 2 項）。

証明書には、事案ごとの具体的な「理由」を記載して示す必要があり、抽象的な就業規則の「解雇の事由」を記載する趣旨でない（モデル証明書参照）。

記載された解雇事由が虚偽〔労使の見解の相違は含まない〕である場合、使用者は本条の義務を果たしたこととならない。